



# ワークスタイル変革を促進するテレワーク

～働く人が幸せになる社会を目指して～

一般社団法人 日本テレワーク協会  
中山 洋之

1. テレワークの概要
2. テレワークの効果
3. テレワークに関する最近の主な動き
4. テレワークの先進的導入事例（民間企業／自治体）
5. テレワーク導入にむけて

# 1. テレワークの概要

# 1. テレワークの概要-1（定義と区分）

## ■テレワークとは

- 「情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方」
- ※テレワーク：「tele＝離れたところで」と「work＝働く」をあわせた造語

## ■テレワークの区分

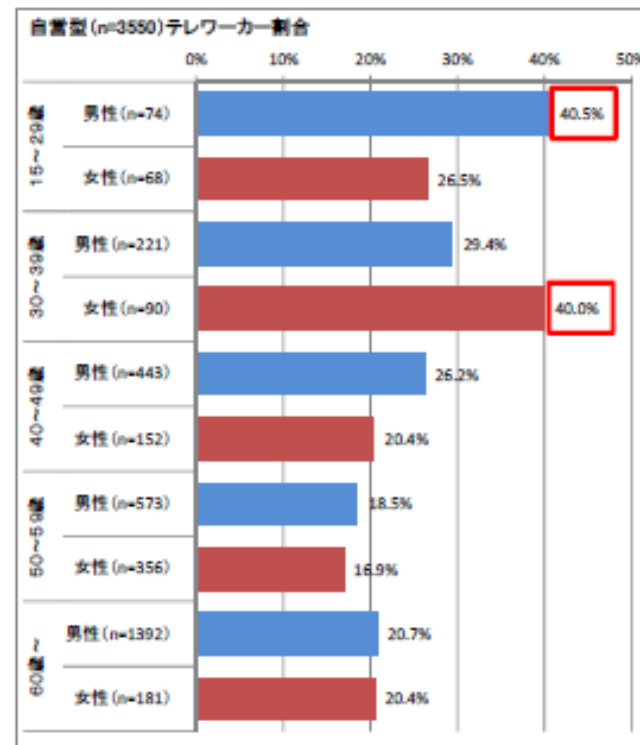
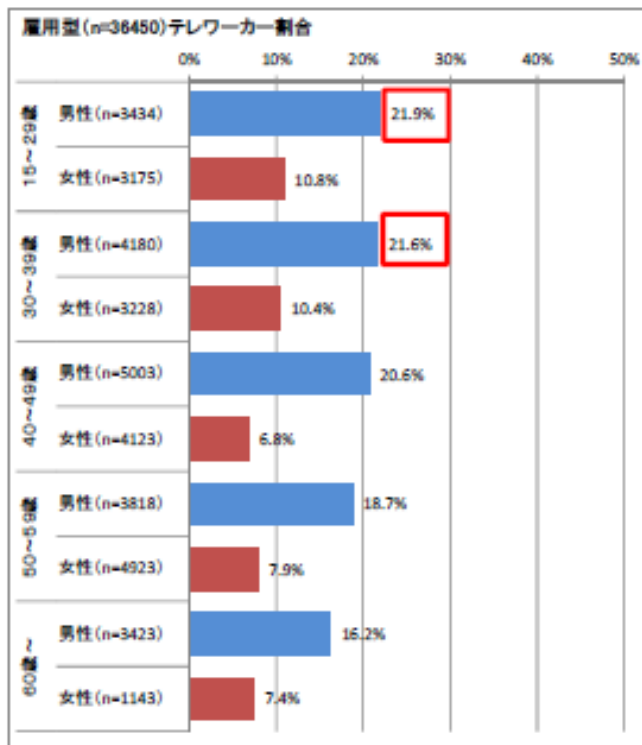
### 働く場所による区分



# 1. テレワークの概要-2 (テレワーク人口)

## ■テレワーカー人口はまだ低い

● 雇用型テレワーカーは、14.8%



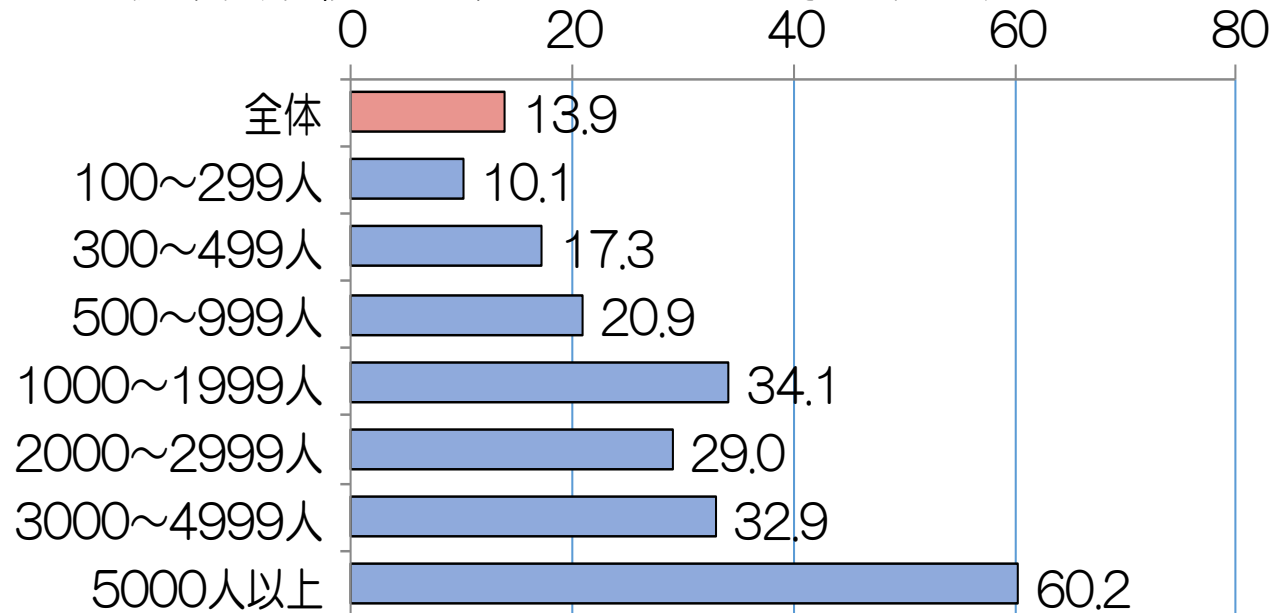
		サンプル数(人)		テレワーカー割合(%)	
		雇用型	自営型	雇用型	自営型
全年齢	男女計	36,450	3,550	14.8%	22.2%
	男性	19,858	2,703	19.9%	22.4%
	女性	16,592	847	8.7%	21.5%

# 1. テレワークの概要-3 (企業テレワーク導入率)

## ■制度としてテレワークを導入している企業の比率はまだ低い

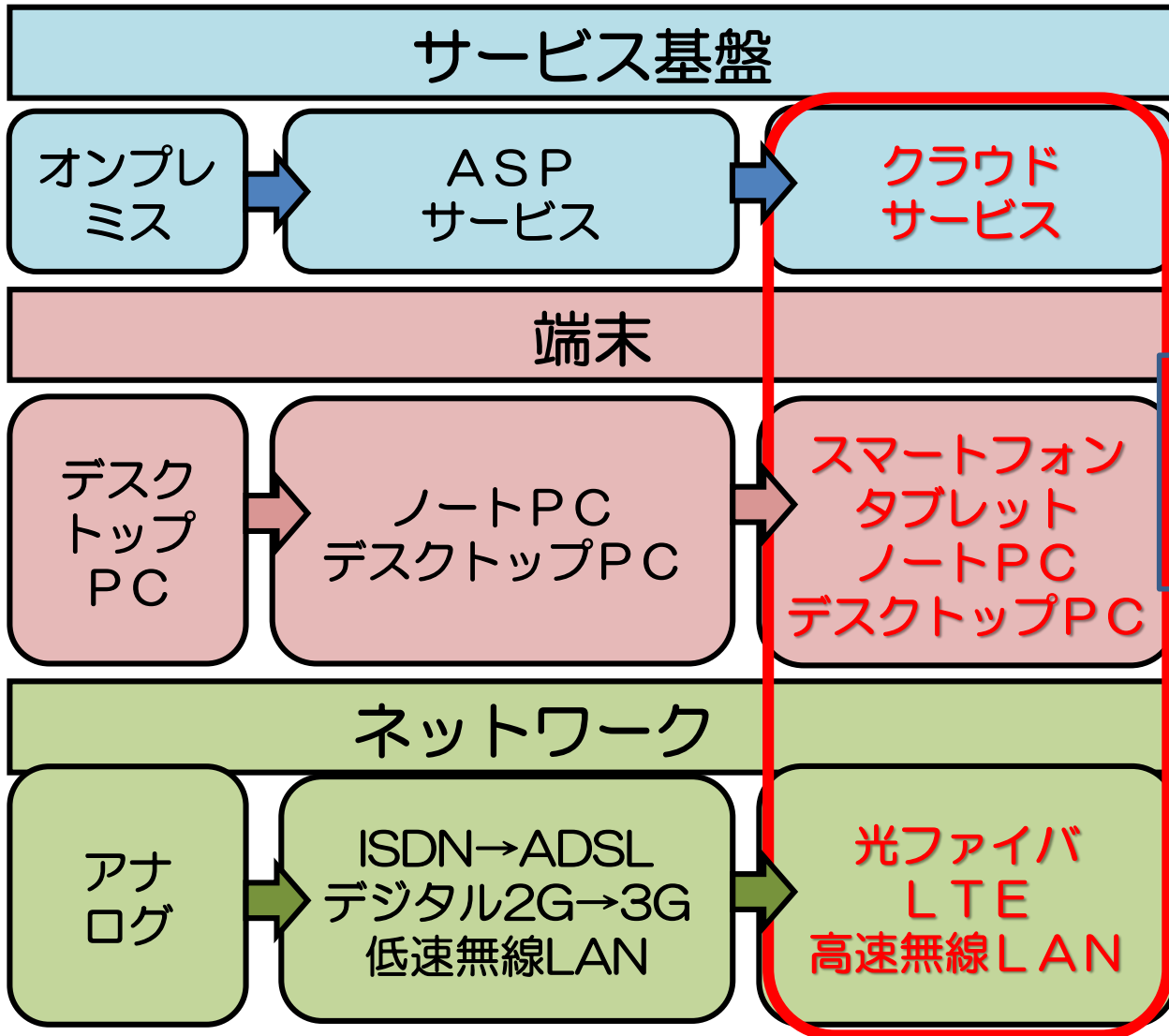
- 制度として**テレワークを導入している企業は、13.9%**
  - ・大企業での導入率は高いが中小企業は導入率が低い
- 米国での**随時テレワーク導入率は83%**、**常時テレワーク導入率は34%**

従業員規模別企業のテレワーク導入率 (%)



## 2. テレワークの概要-4 (ICTの進化)

### ■テレワークツールの劇的な進化



#### ●リモートアクセス機能

- ・クラウドアプリ
- ・リモートデスクトップ 等

#### ●コミュニケーション機能

- ・Web会議 等

#### ●マネジメント機能

- ・プレゼンス表示
- ・勤怠管理 等

#### ●セキュリティ機能

- ・ユーザ認証
- ・不正アクセス対策等

## 2. テレワークの効果

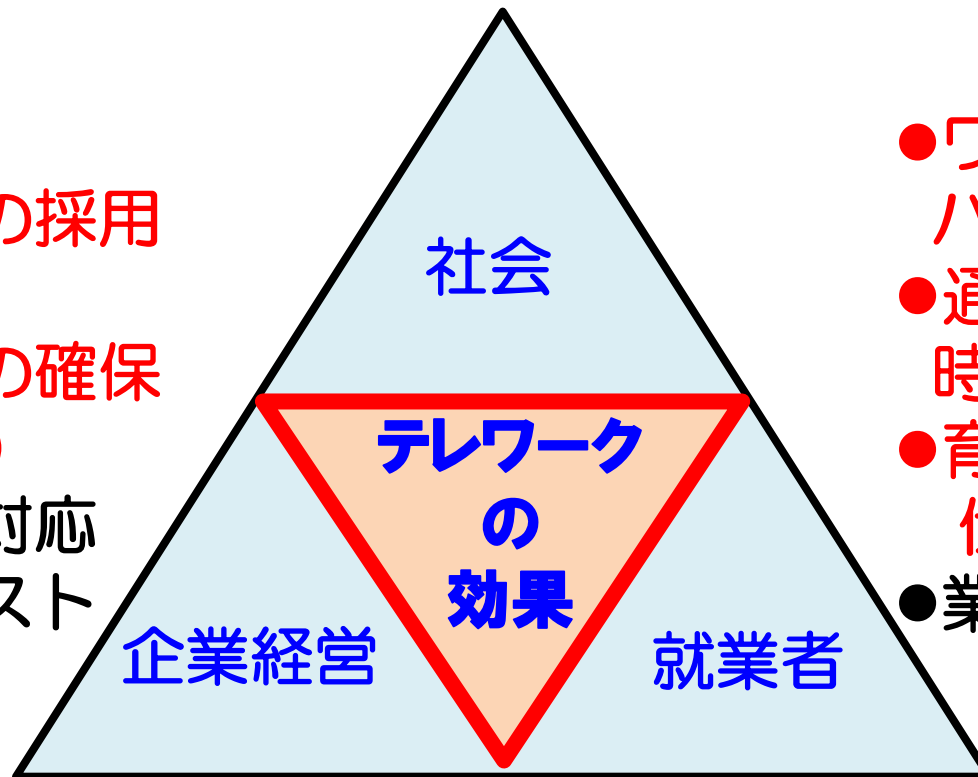


## 2. テレワークの効果-1 (テレワークの効果)

### ■ テレワークは企業、社会、就業者の3者にとってプラスの効果をもたらす

- 労働力人口減少の緩和 (女性・高齢者・障がい者・病気治療の方の活躍)
- 地域活性化
- 雇用創出
- 環境負荷の軽減

- 経営改革
- 生産性向上
- 優秀な人材の採用  
・ 流出防止
- 事業継続性の確保  
(BCP対策)
- グローバル対応
- オフィスコストの削減

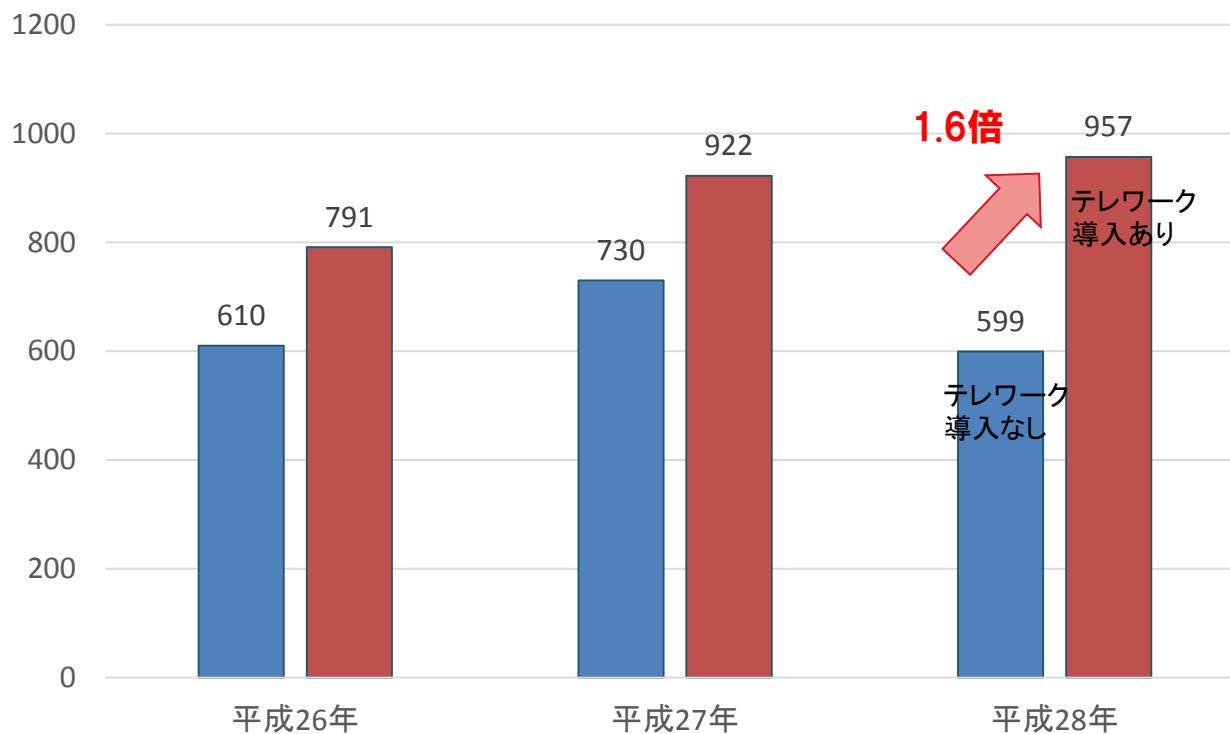


- ワークライフ  
バランスの向上
- 通勤時間削減分の  
時間有効活用
- 育児・介護中の  
仕事の継続
- 業務効率の向上

## 2. テレワークの効果-2 (生産性の違い)

### ■ テレワーク導入企業の労働生産性は1.6倍

(万円) テレワーク導入と一社当たりの労働生産性

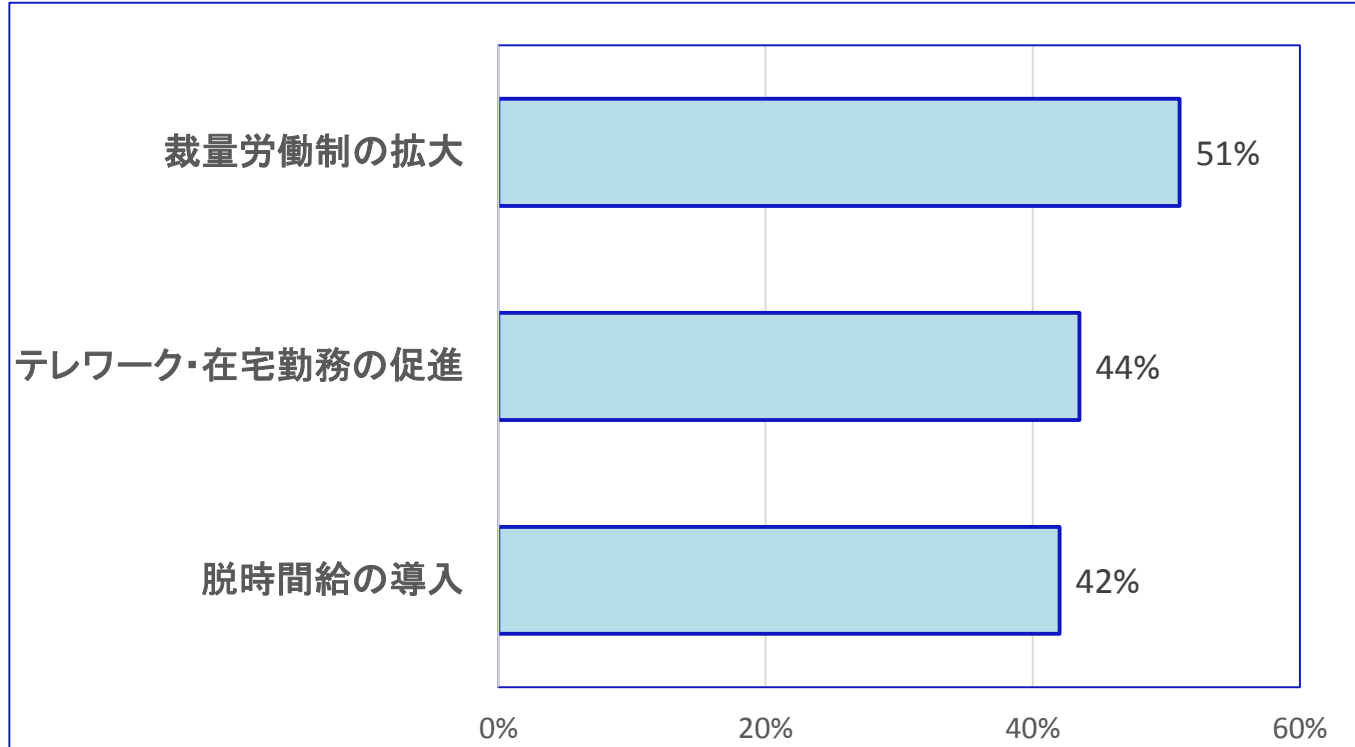


労働生産性 = (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 従業者数

# 1. テレワークの効果-6（経営者の期待）

## ■ 「働き方改革」に関し、経営者の44%が「テレワーク・在宅勤務」関連の施策を政府に期待

政府に期待する働き方改革に向けた施策  
（日経「社長100人アンケート結果」）



# 3. テレワークに関する 最近の主な動き

### 3. 最近の主な動き-1 (テレワークの広がり)

#### ■ ワークスタイル変革の意識向上に伴うテレワークへの関心拡大

- 経済4団体が働き方改革宣言によりテレワークを推進
- ICTや外資系以外の製造業、金融、サービス業等への波及
- 育児や介護など時間制限のある社員から一般社員や管理職へ利用者層拡大
- 官公庁や自治体でもテレワーク導入の動き
- 政府や自治体が強かにテレワークを推進  
(テレワークガイドライン見直し、テレワークデイ、テレワーク月間、セミナー・表彰・助成金・等)
- テレワークのための多様なスペースが増加
- クラウドソーシングを活用した働き方により就労機会拡大
- ワークেশョンによるワークライフバランスの実現

### 3. 最近の主な動き-2 (政府の取組み①)

#### ■働き方改革は、国にとっても、 企業にとっても喫緊の課題

「働き方改革は次の3年間の最大のチャレンジ」  
安倍首相が1億総活躍に関する記者会見で表明  
(2016年2月29日内閣府広報)



#### ■KPI (重要業績評価指標)

2020年までに

- ①テレワーク導入企業数3倍 2012年度11.5%→34.5%
- ②雇用型テレワーカーの割合を倍増 2016年度7.7%→15.4%

#### ■働き方改革、9項目で実現会議始動

(2016年9月27日)

- ①同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
- ②賃金引き上げと労働生産性の向上
- ③時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正
- ④雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の問題
- ⑤**テレワーク、副業・兼業**といった柔軟な働き方
- ⑥働き方に中立的な社会保障制度・税制など女性・若者が活躍しやすい環境整備
- ⑦高齢者の就業促進
- ⑧病気の治療、そして子育て・介護と仕事の両立
- ⑨外国人材の受入れの問題

働き方改革実行計画へ

### 3. 最近の主な動き-3 (政府の取組み②)

## ■政府の働き方改革実現会議が実行計画を策定

### ■柔軟な働き方がしやすい環境整備

#### 雇用型テレワークのガイドライン刷新と導入支援

- ✓在宅勤務だけでなく、サテライトオフィス勤務やモバイル勤務を追加
- ✓企業がテレワークの導入に躊躇することがないよう、テレワークの活用条件を明確化
- ✓長時間労働を防止するため、深夜労働の制限等の対策例を推奨

#### 非雇用型テレワークのガイドライン刷新と働き手への支援

- ✓クラウドソーシングなど雇用契約によらない仕事の機会が増加
- ✓法的保護の必要性を中長期的課題として検討
- ✓働き手へのセーフティネットの整備や教育訓練等の支援策を検討し実施

#### 副業・兼業の推進に向けたガイドライン等の策定

- ✓労働者の健康確保に留意しつつ、原則副業・兼業を認める方向で普及促進
- ✓副業・兼業に関するガイドラインを策定
- ✓副業・兼業を認める方向でモデル就業規則を改定

### 3. 最近の主な動き-4 (政府の取組み③)

- H29年度に、柔軟な働き方に関する検討会で議論し、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」として刷新。
- 労働時間制度の適用と留意点

- いわゆる中抜け時間

労働者が労働から離れ、自由利用が保障されている場合、**休憩時間**や**時間単位の年次有給休暇**として取扱うことが可能。

- 通勤時間や出張旅行中の移動時間中のテレワーク

使用者の**明示又は黙示**の指揮命令下で行われるものは労働時間に該当する。

- 勤務時間の一部をテレワークする際の移動時間等

**使用者が移動することを労働者に命ずることなく**、単に労働者自らの都合により就業場所間を移動し、自由利用が保障されている場合は、労働時間に該当しない。

- 長時間労働対策

長時間労働等を防ぐ手法として、①**メール送付の抑制**、②**システムへのアクセス制限**、③**テレワークを行う際の時間外・休日・深夜労働の原則禁止**等、④**長時間労働等を行う者への注意喚起**等の手法を推奨。

情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン<概要>	
①「働き方改革実行計画(平成29年3月29日閣議決定)を要旨、平成29年2月22日付「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン(草案)」を決定(「情報通信技術を活用した有休勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン(草案)」) ②「雇用型テレワーク」について、長時間労働を回避する等の労働時間管理の仕方を整理、在勤時間以外の働き方(モバイル・サテライト)についても対応。	
<p>① 労働時間制度の適用</p> <p>テレワークを行う場合には、労働時間、休憩時間、労働安全衛生、労働環境等の観点から、労働時間管理を実施することが望ましい。</p> <p>② 労働時間法の適用に関する留意点</p> <p>労働者がテレワークを行うことが生ずる場合は、テレワークを行うことが認められる労働時間を見直し、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>③ 労働時間法の適用に関する留意点</p> <p>労働者がテレワークを行う場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>④ 労働時間法の適用に関する留意点</p> <p>労働者がテレワークを行う場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p>	<p>労働時間法</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p>
<p>労働時間法の適用に関する留意点</p> <p>労働者がテレワークを行う場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p>	<p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p>
<p>労働時間法の適用に関する留意点</p> <p>労働者がテレワークを行う場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p>	<p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p>
<p>労働時間法の適用に関する留意点</p> <p>労働者がテレワークを行う場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p>	<p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p>
<p>労働時間法の適用に関する留意点</p> <p>労働者がテレワークを行う場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p>	<p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p>
<p>労働時間法の適用に関する留意点</p> <p>労働者がテレワークを行う場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p>	<p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p> <p>労働時間法を適用する場合は、労働時間法を適用する必要がある。</p>



# 3. 最近の主な動き-5 (政府の取組み④)

## 2020年に向けたテレワーク国民運動プロジェクト

# TELEWORK DAYS

2018 7/23 月 24 火 25 水 26 木 27 金

働く、を  
変える日

テレワーク・デイズ

<https://teleworkdays.jp/>

実施団体・特別協力団体・応援団体 登録受付中

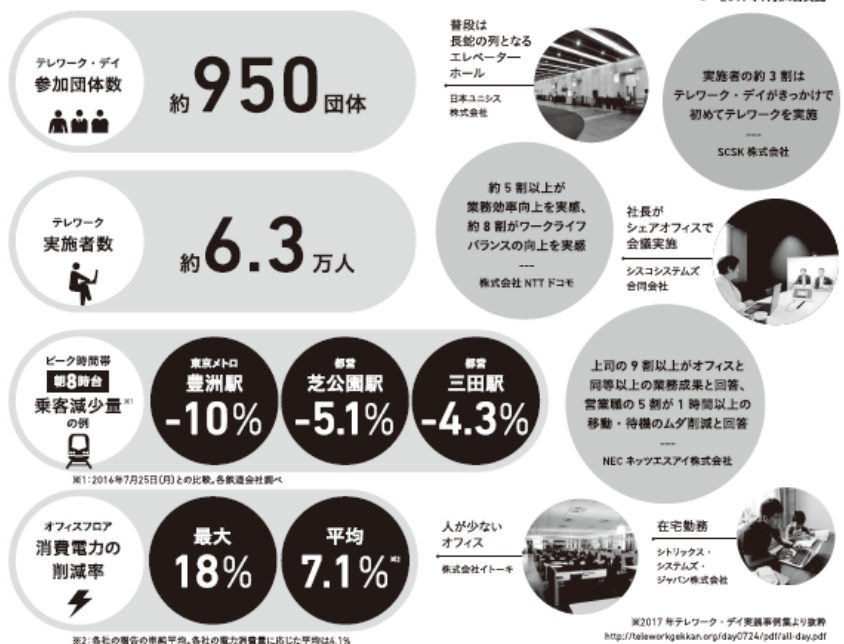
主催：総務省/厚労省  
経産省/国交省  
内閣官房/内閣府  
共催：(一社)日本経済団体連合会  
(一社)日本テレワーク協会

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、国内外からたくさんのお客等が集まり、首都圏の公共交通機関における混雑が予想される。会期中のテレワーク活用が有効として、オリパラを契機にテレワーク普及をさらに後押しすることとしたい。

※2012年ロンドン大会時にロンドン交通局及び市がテレワークを呼びかけ、市内企業の8割がテレワークを導入した経緯あり。

- 2020年に向けて国民運動を展開するため、2017年よりテレワーク・デイズを毎年実施。

### 第1回テレワーク・デイズ実施結果



## 2. 最近の主な動き-7（政府の取組み⑥）

### ■ 「テレワーク月間」（2015年開始）



#### ● 目的

テレワーク月間（11月）を定め、集中的に施策・広報活動を行うことでテレワークの認知を高め、テレワークの普及を官民一体で促進

#### ● 活動内容

- テレワークに関する諸活動を広く国民全体から募集し、「テレワーク月間」専用サイトに掲載
- サイトでは、運動に賛同する企業・団体・個人へ「テレワーク月間」ロゴマーク等を配布して盛り上がりを可視化
- 政府のテレワーク関連施策（シンポジウム等）を実施

- 実施主体：テレワーク推進フォーラム（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、学識者、民間企業等）
  - ・ 事務局：日本テレワーク協会

### 3. 最近の主な動き-8 (政府の取組み⑦)

## ■政府の具体的施策

	施策	担当	内容
1	テレワーク普及に向けた新たなモデル確立	総務省 厚労省	◆テレワーク推奨モデル構築の実証事業 ・企業規模・職種別モデル ・地域活性化モデル (ふるさとテレワーク)
2	テレワークの普及啓発	総務省 厚労省	◆セミナー・シンポジウムによる普及啓発 ◆輝くテレワーク賞表彰制度実施 ◆テレワーク先駆者100選の選定 ◆優良事例の収集・展開
3	テレワークの導入支援	総務省 厚労省	◆テレワーク相談センターの開設 ◆テレワークの専門家派遣 ◆職場意識改善助成金 (テレワークコース) 制度導入
4	テレワークの普及状況の把握	国交省 総務省	◆テレワーク人口の実態把握 ◆企業でのテレワーク導入率把握
5	サテライトオフィスの展開	国交省 総務省 経産省	◆古民家や遊休施設等を活用、サテライトオフィスの全国展開
6	国家公務員のテレワーク	全省庁	◆ロードマップに基づく各施策の実施

# 4. テレワークの 先進的導入事例 (民間企業／行政機関)

### ■ライフワークバランス実現に向けた働き方変革

- 目的：テレワークによるライフワークバランスの向上
- 制度：在宅勤務、モバイルワーク、フリーアドレス等を実施
- 条件：週2日以上の上の在宅勤務も可能
- 効果：従業員の声として、「家庭と仕事の両立」、集中度アップで生産性向上」、ストレスフルな通勤時間不要」など。

#### オフィスのイメージ



フリーアドレス



もんじゅ（3人寄れば文殊の知恵より）



オープンな会議室

## 4. 先進的導入事例-2（自動車会社）

### ■ 男性の在宅勤務も大幅に増加

- 目的：全従業員のワークライフマネジメントの向上
- 制度：在宅勤務。月40時間 30分単位の部分在宅も可能
- 環境：世界共通のITインフラ（ペーパーレスが浸透）
- 効果：在宅勤務時のアウトプットが向上＋変わらない  
合計**98%**（上司**96%**）、生活の質向上**75%**

2010年 利用対象者の拡充

対象者を生産工程以外の  
全従業員に拡充

インフラ未整備のため、働き方革新には  
至らず

2006年 在宅勤務制度導入

育児・介護両立社員が対象  
利用は一部従業員に留まる

2014年 利用上限を拡充  
（勤務の柔軟度を向上）

利用上限を月40時間に拡充し、  
30分単位の部分在宅も可能となり、  
グローバル対応も進む

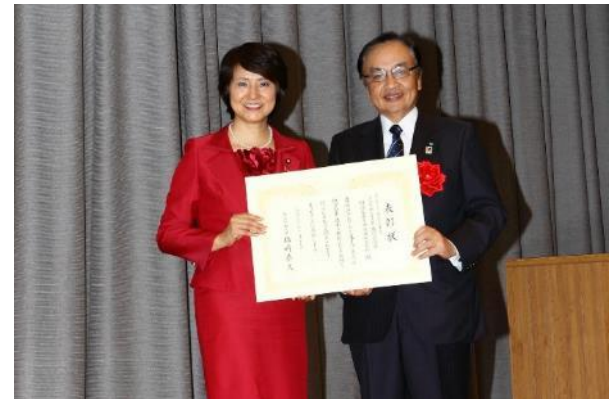
利用者のライフの充実度が向上し男  
性社員の育児・家事の参画が促進

育児・介護両立社員の利用が倍増

## 4. 先進的導入事例-3 (生命保険会社)

### ■ 本社職員対象の導入にあたり管理職からトライアル

- 目的：多様な働き方を認めることによる優秀な人材確保
- 対象：育児・介護を担う職員以外にも在宅勤務制度を適用
- 試行：2015年1月、本社の管理職からプレトライアルを開始  
貸与PCに加え自宅PCも可とし約500人がトライアル
- 拡大：2016年4月から本社全組織の職員を対象にテレワーク  
制度を導入（対象者約2000人）
- 効果（トライアル後のアンケート結果）
  - ・ 仕事と家庭の両立がしやすくなった  
**89%**
  - ・ 業務が効率化した**83%**
  - ・ 働き方をより良い方向に改革できた**92%**

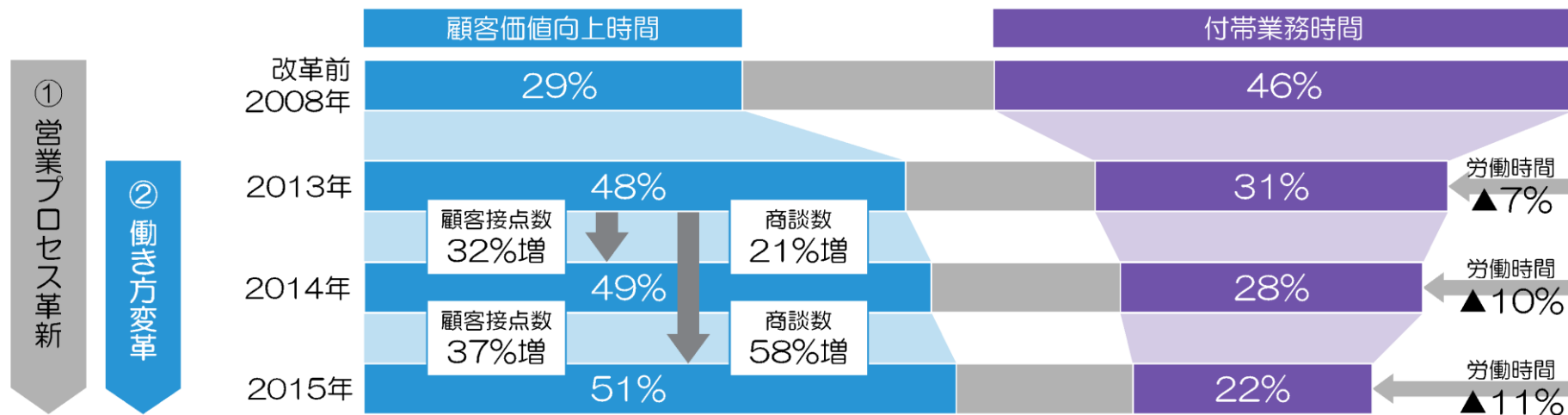


輝くテレワーク賞受賞

## 4. 先進的導入事例-4（情報機器）

### ■営業プロセス革新と働き方改革

- 目的：営業の生産性向上  
「質」（提案品質）と「量」（行動量/スピード）の最大化
- 対象：国内営業・SE全員
- 試行：モバイルワーク、サテライトオフィスの活用
  - ・徹底的な付帯業務削減により外出先でも業務を完結（BPR）
  - ・ワークライフバランス（制度・ルール導入）
  - ・オフィス起点の働き方からの解放（モバイル活用）
- 効果：営業生産性（顧客接点数・商談数）大幅向上。総労働時間▲11%。



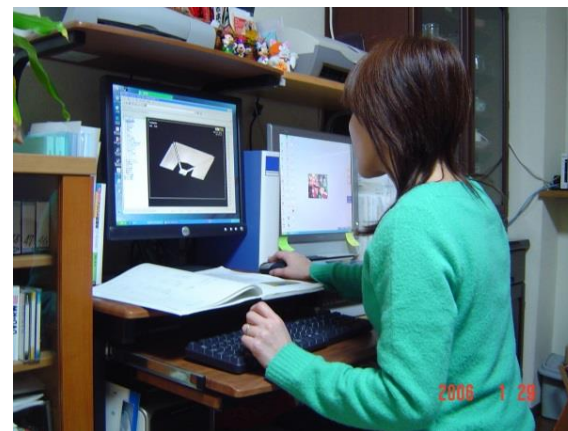
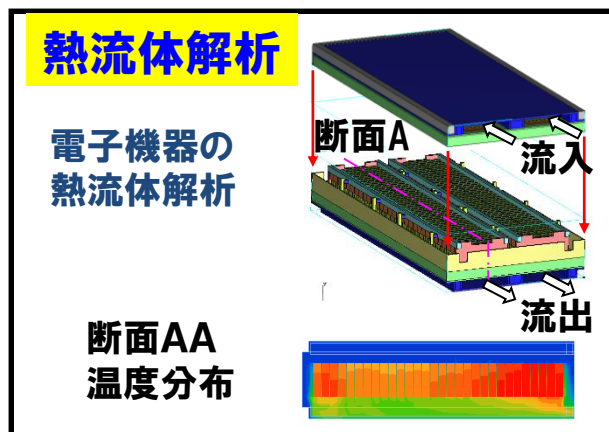


## 4. 先進的導入事例-5（開発受託サービス）

### ■終日在宅勤務者を活用した受託シミュレーションサービス

- 目的：優秀な人材確保、受託シミュレーションサービスの迅速化とコスト削減
- 制度：終日在宅勤務
- 対象：従業員18名中、**15名が終日在宅勤務**（全員育児中の女性）
- 効果：
  - ✓ コスト削減：**オフィスコスト、通勤費、人件費（基本は時給制）削減**
  - ✓ 人材採用：**優秀なポスドク等の女性社員を雇用**（解析経験者8名）
  - ✓ 開発競争力：**設計業務の新たな仕組みづくり**
  - ✓ 従業員満足：**ワークライフバランスの実現**

在宅勤務



## 4. 先進的導入事例-6（事務機販売）

### ■ 中小企業こそテレワークを実践すべきと認識 （採用力・生産性向上、残業削減、育休産休・介護対応）

- 目的：育児と仕事の両立、生産性向上
- 開始：全社員（29名）を対象に、2016年6月開始
- 制度：終日・部分在宅勤務、モバイルワーク  
⇒ **いかに職場と同じ環境を整えられるかが重要と認識**
- ツール：労務管理（KING OF TIME）、Web会議（WebEX）、リモートアクセス（VPN）
- 効果：**売上対前年107%、粗利対前年118%（上期）**  
**新卒希望就職先県内ランキング12位、**

- ✓ 社名・業界が一昔前のイメージ
- ✓ 企業規模は30名以下
- ✓ BtoBで学生への知名度は低い

にもかかわらず

**12位**

平成29年4月12日山陽新聞朝刊より

来春卒業予定の大学生らの希望就職先ランキング

順位	企業名
1	両備グループ
2	中国銀行
3	トマト銀行
4	カバヤ食品
5	おかやま信用金庫
6	ハヤシ
7	両備システムズ
8	天満屋
9	山陽新聞社
10	オハヨー乳業
11	ザグザグ
12	石井事務機センター
13	ナカシマグループ
14	林原

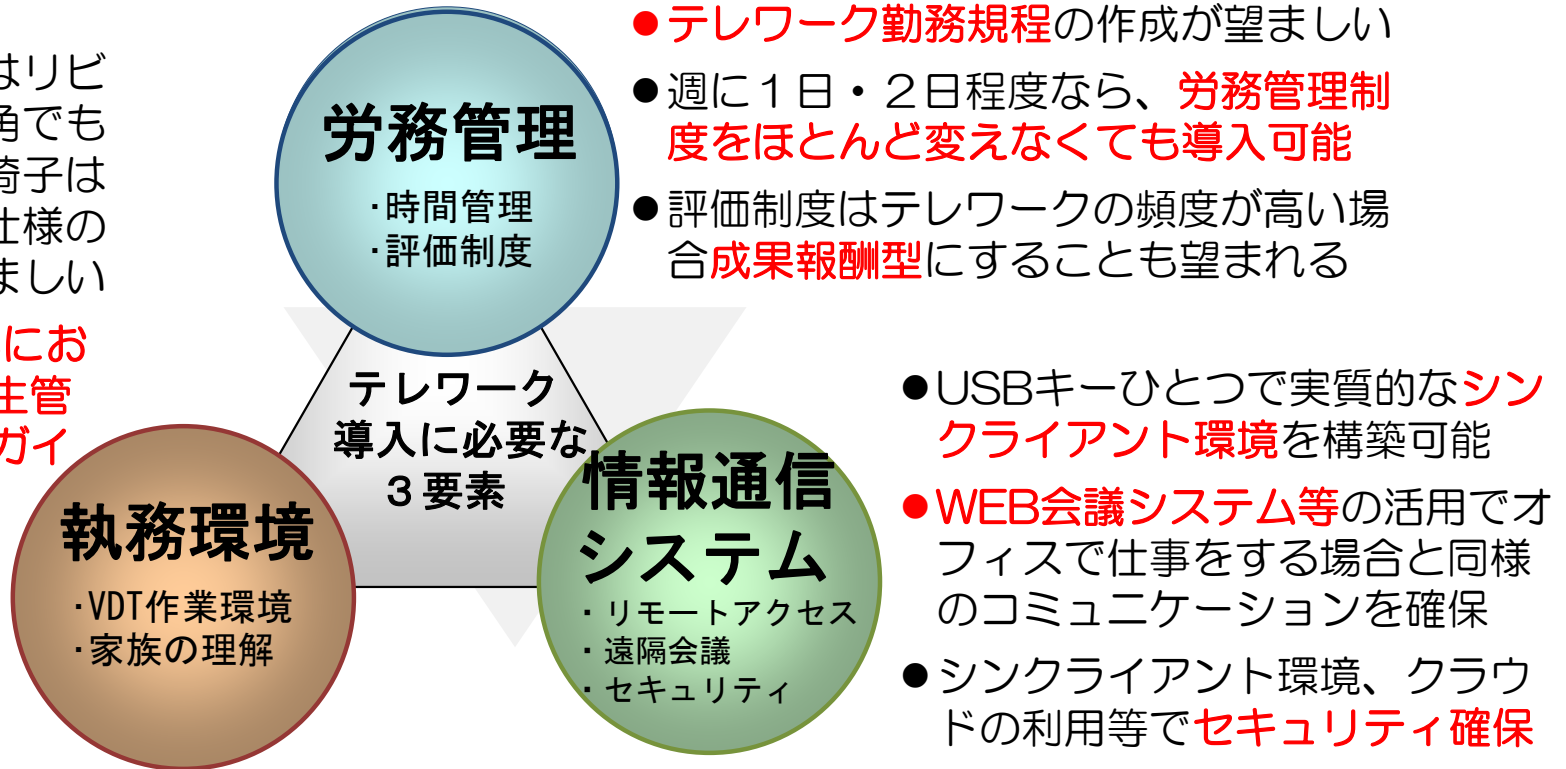
# 5. テレワーク導入にむけて

## ■テレワーク導入のハードルは高くない

- テレワーク導入にあたっては、労務管理、情報通信システム、執務環境の整備が必要
- 必ずしも高額な費用は必要ではない

- 在宅勤務はリビングの一角でも可能だが椅子はオフィス仕様のものが好ましい

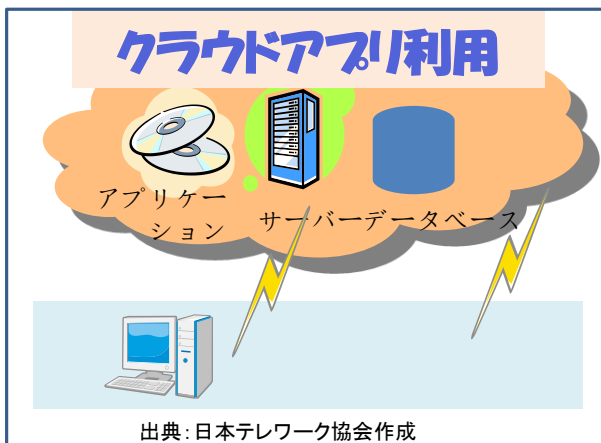
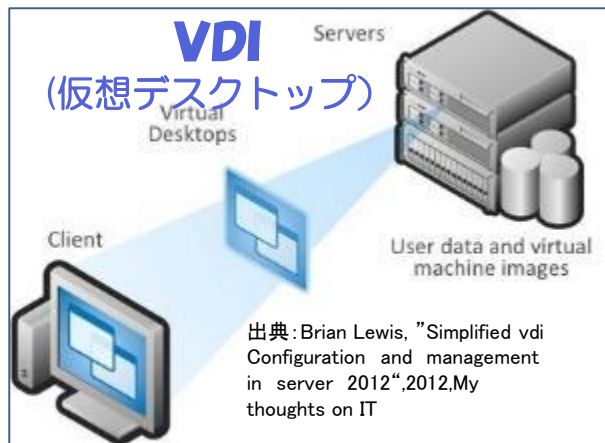
(VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン)



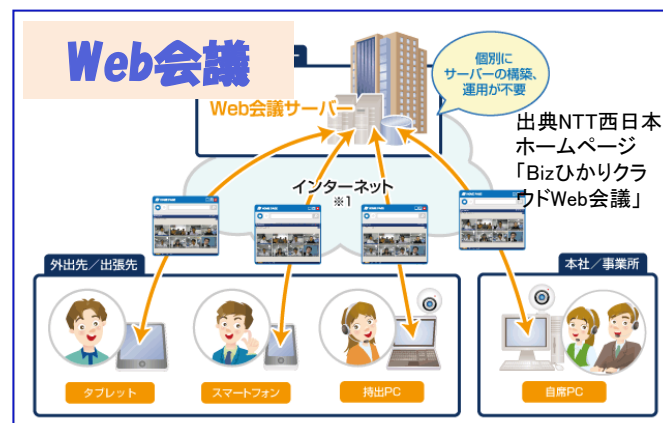
## ■リモートアクセスと遠隔会議システムでどこでもオフィス

- テレワーク用のシステムとしては、**リモートアクセス**が主として3つの方式、**遠隔会議システム**が主として2つの方式に分かれる

### リモートアクセスのシステム



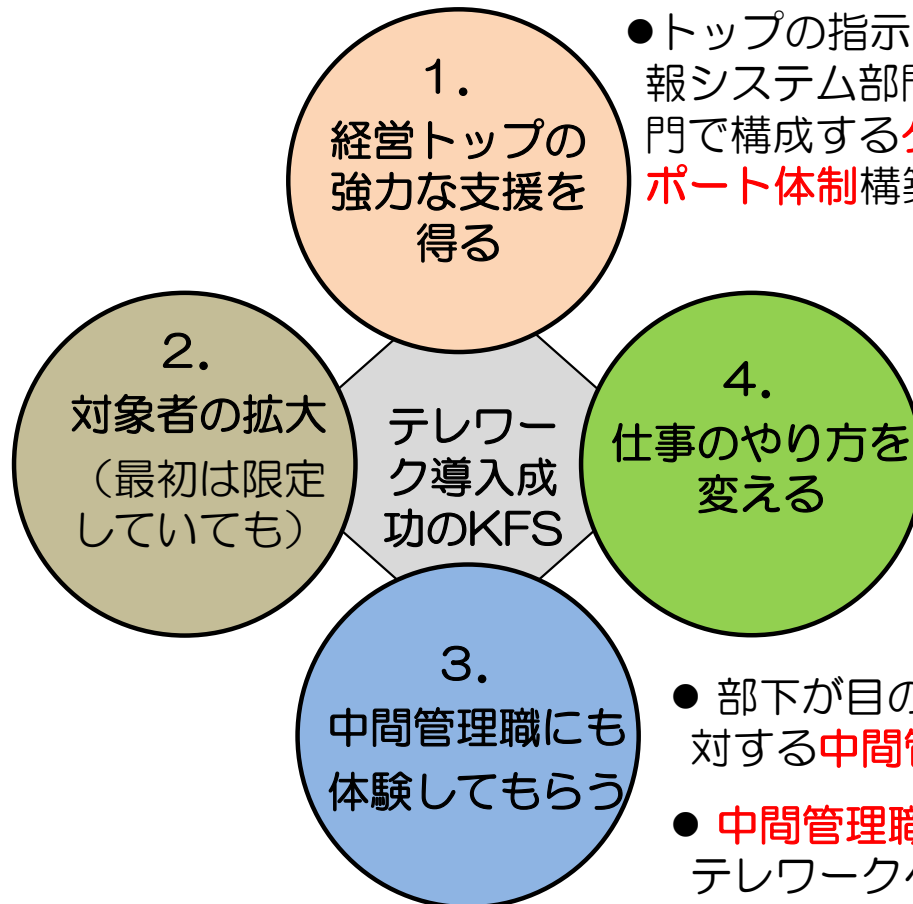
### 遠隔会議システム



## ■テレワーク実践事例からの示唆

●テレワーク導入成功のキーファクター (KFS) は、経営トップの強力な支援を得ること、対象者を拡大すること、中間管理職に体験してもらうこと、仕事のやり方を変えること、の4つである。

- 最初は育児・介護に限定しても**一般の社員に拡大**しないと育児期や介護の必要な家族を抱える社員もテレワークを実施しづらい
- **社員の不公平感を解消**するためにもできるだけ対象を拡大することが望ましい



● トップの指示に基づく人事部門、情報システム部門、総務部門、現場部門で構成する**タスクチームによるサポート体制**構築が必要

● 紙の電子化、決済の電子化など、**どこにいてもオフィスと同様に働ける**ように仕事のやり方を変える

- 部下が目の前からいなくなることに對する**中間管理職の抵抗**は大きい
- **中間管理職が自ら実践**することで、テレワークへの理解を得やすくなる

# 5. テレワークの導入に向けて-4 (厚生労働省相談センター①)

厚生労働省委託事業  
テレワーク相談センター

テレワーク (在宅勤務やモバイルワーク) の導入・推進の企業の相談窓口

● 関連情報 ● リンク ● 無料相談 (問合せメール)

HOME | テレワークとは? | 効果・効用 | 導入方法 | 導入事例 | Q&A | 関連資料

在宅勤務者とのコミュニケーションが課題なのですが…

各地のサテライトオフィスの効果的な活用方法は?

テレワークに関する各種ご相談は  
**0120-91-6479**  
sodan@japan-telework.or.jp  
相談は無料です!

テレワーク時の労働時間や業務の管理方法は?

システム環境は何が良いですか?

時間外労働等改善助成金テレワークコース  
補助率最大3/4, 上限150万円(目標達成時)

厚生労働省事業  
テレワーク導入予定企業に  
労務管理の専門家を無償で派遣

テレワーク相談センター

企業の在宅勤務等テレワーク導入についての疑問・助成金申請手続き、企業への訪問相談も承っています。お気軽にお問合せください。

☎ 0120-91-6479  
9:00~17:00  
(土日祝、12月29日~1月3日を除く)  
✉ sodan@japan-telework.or.jp  
📍 東京都千代田区神田駿河台1-8-11

厚生労働省  
テレワーク宣言応援事業  
企業10社の取り組みの様子をご紹介します

東京都の皆様のご相談はこちらへ(相談は無料です)  
東京都の皆様  
東京テレワーク推進センター  
相談コーナー: 0120-970-396 suishin@japan-telework.or.jp

🗨️ 新着情報

経済産業省が本年の「テレワーク・デイズ」の成果について広く周知を行うことによりテレワーク (在宅勤務など) のさらなる普及促進を図るため、10/12 (金) に『テレワーク・デイズ2018報告会』を開催  
(2018年9月28日)

総務省の働き方改革の次のステップとして、内閣人事局配下の省庁横断の働き方改革チームを支援し、より本質的な改革を実施  
(2018年9月28日)

ワークフォース・インスティテュートと米人材コンサルティング・調査会社フューチャー・ワークプレイスによる世界3000人の従業員を対象とした調査によると、45%の従業員が業務を1日5時間以内 (週4日勤務に相当) で終わらると判明

# 5. テレワークの導入に向けて-5 (厚生労働省相談センター②)

厚生労働省では、仕事と生活の調和の推進のため、テレワークに取り組む企業を支援することを目的として、以下の要領で労務管理のコンサルタントを**3回まで無償**で派遣します。

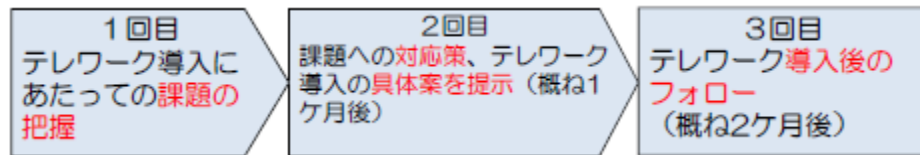
## (1) コンサルタントのスキル

コンサルタントは、企業等において、テレワークの導入に従事した経験があり、テレワークに関する人事・労務管理のあり方を十分理解した専門家です。労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法及び労働時間等設定改善法に関する基礎的な知識を有するとともに「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」の内容を理解した人材です。

## (2) 訪問コンサルティングの内容

訪問コンサルティングは以下のような内容になります。

- テレワーク導入時の就業規則に関すること
- テレワーク適用業務の選定に関すること
- テレワーク時の労働時間管理に関すること
- テレワーク時の人事評価に関すること
- その他テレワークにおける労務管理に関すること



## (3) コンサルタントの業務

訪問コンサルティングは3回実施します。各回の訪問の目的は図の通りです。

## (4) 労務管理の訪問コンサルティングのお申込み

労務管理の訪問コンサルティングのお申込みは、下記のテレワーク相談センターで受け付けています。お気軽にご連絡ください。

問合せ先: テレワーク相談センター

TEL 0120-91-6479 Mail [sodan@japan-telework.or.jp](mailto:sodan@japan-telework.or.jp)

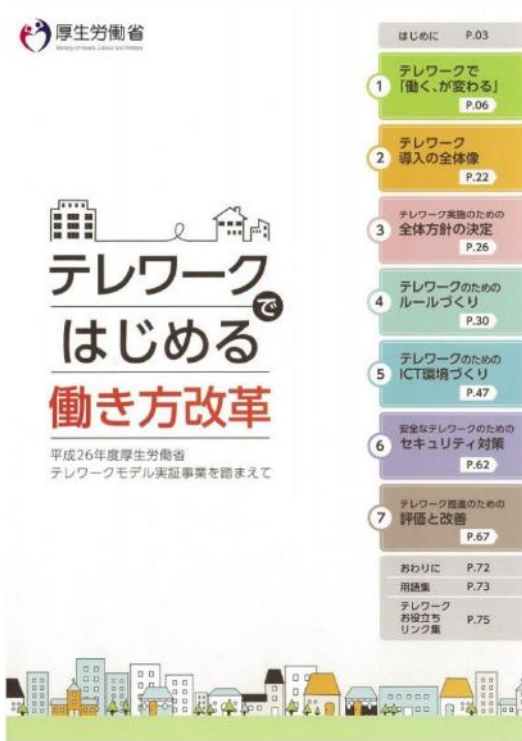


# 5. テレワーク導入に向けて-6（厚生労働省助成金）

項目	時間外労働等改善助成金（テレワークコース）
目的	労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主を支援
期待効果	ワークライフバランスを推進、育児や介護と仕事の両立支援 優秀な人材の確保、通勤負担の軽減、災害対策（BCP）
対象事業主	テレワークを導入する中小企業事業主（範囲は以下の通り） 小売業： 資本金5千万円、常用雇用労働者50人以下、 サービス業： 資本金5千万円、常用雇用労働者100人以下、 卸売業： 資本金1億円以下、常用雇用労働者100人以下、 その他： 資本金3億円以下、乗用雇用労働者300人以下
助成内容	●テレワーク用通信の導入・運用、●保守サポート料・通信費、●クラウドサービス利用料、●就業規則等の作成・変更、●研修、周知、●外部専門家によるコンサルティング
成果目標の設定	●評価期間に1回以上(週間平均)、対象労働者全員に、在宅、またはサテライトオフィスで就業するテレワークを実施させる ●労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して4日以上増加させる、又は、労働者の月平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる
目標の評価期間	1か月～6か月（申請者が決定）
補助金額	●成果目標達成：補助率3/4、1人当り上限20万円、1企業当り150万円 ●成果目標未達成：補助率1/2、1人当り上限10万円、1企業当り100万円
申請締切	2018年12月3日
申請先	テレワーク相談センター（日本テレワーク協会内） ☎0120-91-6479

# テレワーク関連資料

## テレワーク関連資料 1（厚生労働省）



テレワークの導入・運用ガイドブック



テレワークモデル就業規則  
~作成の手引き~



テレワーク導入のための  
労務管理等Q&A集

テレワーク相談センターHPの関連資料からダウンロードできます。

## テレワーク関連資料2（厚生労働省）



輝くテレワーク  
賞事例集（平成28年度）



輝くテレワーク  
賞事例集（平成29年度）



テレワークでつくる  
高生産性企業（漫画）

近日中に掲載予定

テレワーク相談センターHPの関連資料からダウンロードできます。

# 5. テレワークの導入にむけて-10 (関連資料③)

## テレワーク関連資料3 (ガイドライン)

(雇用型テレワークを活用する皆様へ)

**情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン**

平成30年2月22日、「情報通信技術を利用した事業場外勤務(テレワーク)の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を策定しました

**ガイドラインの主なポイント**

- テレワークのメリット
 

テレワークは労働者が所属する事業場での勤務に比べて、働く時間や場所を柔軟に活用することが可能

労働者にとってのメリット	使用者にとってのメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤時間の短縮</li> <li>業務の効率化・時間外労働の削減</li> <li>育児や介護と仕事の両立の一助に</li> <li>仕事と生活の調和を図ることが可能 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務効率化による生産性の向上</li> <li>育児・介護等による労働者の離職の防止</li> <li>遠隔地の優秀な人材の確保</li> <li>オフィスコストの削減 等</li> </ul>
- テレワークの問題や課題
 

問題や課題

  - 労働時間の管理が難しい
  - 仕事と仕事以外の切り分けが難しい
  - 長時間労働になりやすい 等

テレワークにおける適切な労務管理の実施は、テレワークの普及の前提となる重要な要素
- 労働基準関係法令の適用
 

テレワークを行う労働者にも、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働基準関係法令が適用される

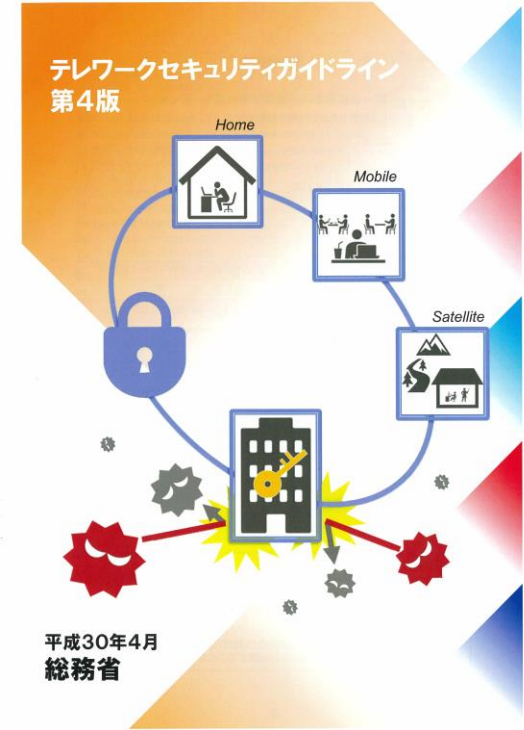
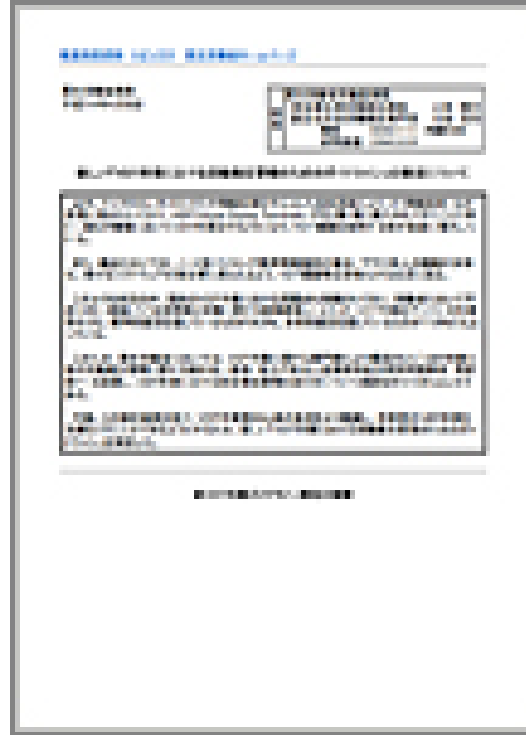
**業務を行う場所に応じたテレワークの特徴**

<p>① 在宅勤務</p> <p>通勤の必要がないため、時間を有効に活用することが可能となり、仕事と家庭生活との両立に繋がる</p>	<p>② サテライトオフィス勤務</p> <p>自宅近くや通勤途中の場所などに設けられたサテライトオフィスを利用することで、通勤時間を短縮しつつ、作業環境の整った場所での就労が可能</p>	<p>③ モバイル勤務</p> <p>労働者が自由に働く場所を選択できる。外勤における移動時間を利用できる等、業務の効率化を図ることが可能</p>
--	--	---

ガイドラインの概要 P 2~10

ガイドライン (本体) P 11~16

厚生労働省



事業場外勤務ガイドライン  
(厚生労働省)

新しいVDT作業ガイドライン  
(厚生労働省)

テレワークセキュリティガイドライン  
(総務省)

テレワーク相談センターHPの関連資料からダウンロードできます。

## テレワーク関連資料4（日本テレワーク協会）



テレワーク関連ツール一覧



第17回テレワーク推進賞  
事例集

日本テレワーク協会ホームページ 「会員専用ページ」の「テレワーク導入事例」からダウンロードできます。

## テレワーク関連資料5（日本テレワーク協会）



中堅・中小企業におすすめの  
テレワーク製品一覧



テレワーク川柳

日本テレワーク協会ホームページ 「会員専用ページ」の「テレワーク導入事例」からダウンロードできます。

# テレワーク関連資料⑥

日本テレワーク協会



NETでご購入いただけます。  
2,000円 (電子書籍1,400円)

日経MOOK

監修 日本テレワーク協会

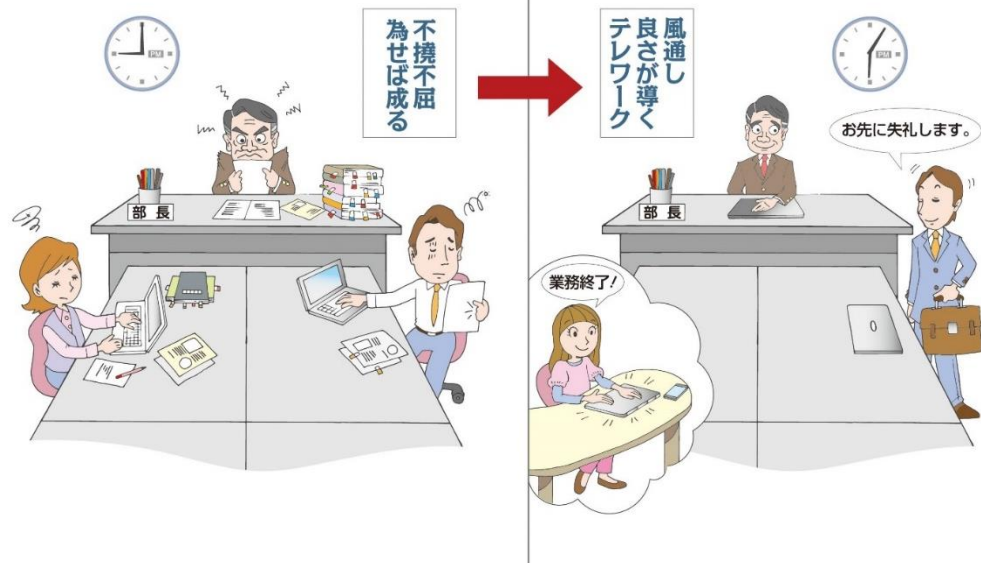


書店にてご購入いただけます。  
1,400円



聖者の行進

変えるもの  
制度・システム  
いや風土



ご静聴いただき  
ありがとうございました。

■本コンテンツに関するお問合せは  
一般社団法人日本テレワーク協会へ

<http://www.japan-telework.or.jp/>

TEL 03-5577-4572